

種苗法の改正に関する意見書

今国会で見送られた種苗法の改正、政府の種苗法改正案によると、登録品種について育成者権者が出願時に利用条件を付した場合は、利用条件に反した行為を育成者権者が制限できるとしている。また、農家の自家増殖にも育成者権の効力が及び、登録品種を農業者が増殖する場合、育成者権者の許諾が必要となるとしている。このことは、これまで認められてきた農家の自家増殖の権利を著しく制限するとともに、自家増殖のための許諾の手続きや費用、新たな種子の購入等の負担が発生することになり、小規模農家の経営の圧迫につながりかねない。また、作付のたびに新たに種子を購入しなければならず、これまでも高齢化や零細経営に苦しめられてきた個人農家はさらなる負担が予想される。これにより、耕作放棄地の増加とともに農業競争力強化支援法が推進する農業への民間参入がより一層進み、地元農業に支えられた地域活性化とは真逆の道を進むことになる。種子法廃止に続く種苗法改正で、地域の農業を支えてきた優秀で安価に提供される品種が減り、大手種苗会社とグローバルアグリビジネスによる品種が席卷するならば、種の多様性、環境の保全、地域の食生活・食文化の衰退、ひいては地域社会そのものと持続可能な経済社会の確立にとって大きなマイナス要因ともなりかねない。

食は人間の生活の根幹であり、また共有の権利でもある。育成者権のみを優遇し、農業者の権利と消費者の選ぶ権利、誰もが持つ生きる権利を制限することがあってはならない。優良品種の海外流出防止であるならば、現行法で刑事告訴するなり、海外での育種登録・商標登録をすれば済むことであると、複数の識者が指摘しているところである。国においては、地域農業活性化という基本に立ち返り、種苗法改正の慎重な審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣